

第 1 7 0 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 2 6 年(2014 年) 7 月 2 2 日(火)

議 事 録

会議名		第170回杉並区都市計画審議会
日 時		平成26(2014)年7月22日(火)午前10時00分～午前11時20分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上 〔区 民〕 堤・篠・白石・松枝・寺島・大原 〔区議会議員〕 田中・山本(あ)・川原口・市橋・原田・大泉 〔関係行政機関〕 山口
	説明員 (区)	〔区民生活部〕 産業振興センター事業担当課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、都市再生担当部長、 土木担当部長、特命事項担当参事(道路担当)、 都市計画課長、調整担当課長、住宅課長、 まちづくり推進課長、都市再生担当課長、 防災まちづくり担当課長、建築課長、 土木管理課長、狭あい道路整備担当課長、 土木計画課長、副参事(用地調整担当)、 交通対策課長、みどり公園課長、 杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境部長、環境課長
傍聴	申 請	1名
	結 果	1名
配布資料		☆郵送分 ○配布資料一覧 〔報告事項〕 ○玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等について ・報告書、参考資料 ○生産緑地地区の動向について ・報告書、別紙 ☆当日配布資料 ○玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等について ・参考資料4「現況用途地域図」差替 ○生産緑地地区の動向について ・「杉並区農地活用懇談会の実施状況について」差替

議事次第	<ol style="list-style-type: none">1. 審議会成立の報告2. 開会宣言3. 委員委嘱等の紹介4. 議席の決定5. 署名委員の指名6. 傍聴の確認7. 議題の宣言8. 議事 〔報告事項〕<ol style="list-style-type: none">① 玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等について② 生産緑地地区の動向について9. 事務局からの連絡10. 閉会の辞
------	---

第170回杉並区都市計画審議会

都市計画課長

おはようございます。

定刻になりましたので、審議会の開催をお願いいたします。

まず初めに、会議の成立につきましてご報告を申し上げます。

本日ご欠席のご連絡をいただいている方は、金子委員、中井委員、関口委員の3名様でございます。まだお越しになっていない方いらっしゃいますけれども16名いらっしゃいますので、本都市計画審議会は有効に成立をしております。

続きまして、会長より開会宣言をお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから第170回の杉並区都市計画審議会を開会いたします。

では、審議に先立ち、事務局から報告等がありますのでお願いします。

都市計画課長

私からは、委員の委嘱についてご報告をいたします。

今日は、区議会議員の委員のうち、新たに5名の方を杉並区議会議長からご推薦をいただきました。新たに委嘱をさせていただきます。なお、委嘱状につきましては、時間の関係上席上配付とさせていただきますので、どうぞご了承をお願いいたします。

それでは、本日新たに委嘱させていただきます委員をご紹介します。

田中ゆうたろう委員でございます。

委員

どうぞよろしくをお願いいたします。

都市計画課長

木梨もりよし委員は、まだお見えになってございません。

川原口宏之委員でございます。

委員

よろしく申し上げます。

都市計画課長

原田あきら委員でございます。

委員

よろしく申し上げます。

都市計画課長

大泉時男委員でございます。

委員

よろしく申し上げます。

都市計画課長

以上、木梨委員を含めまして5名の方でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、委員の委嘱がございましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと存じます。

会長 では、議席につきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、現在のお座りの席を議席とさせていただきます。

都市計画課長 ありがとうございます。ただいま会長より新しい議席を決めていただきましたので、新しい議席表を配付させていただきます。

（議席表配付）

続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いいたします。

会長 それでは、本日の会議記録の署名委員として、早速ですが田中委員にお願いしたいのですが、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の傍聴はどうなっているのでしょうか。

都市計画課長 本日、傍聴はございません。

会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 失礼しました。傍聴1名でございます。

会長 わかりました。

それでは、1名ということですが、特に傍聴の方からの要望はありますか。

都市計画課長 ございません。

会長 それでは、早速ですが、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議題でございます。報告案件が2件でございます。1件目は、「玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等について」。2件目でございますが、「生産緑地地区の動向について」でございます。資料はあらかじめお送りしてございます。お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、席上に資料の差しかえ分を本日お配りさせていただいてございます。2部ございます。1部は、玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況についての差しかえ1枚でございます。また、生産緑地地区の動向についての一番最後につけてございます「農地活用懇談会の実施状況」につきましても差しかえをお願いしたいと存じます。

以上でございます。

会長

それでは、早速ですが議事に入ります。

報告案件の1件目「(仮称) 玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等について」、まずご説明のほどよろしくお願ひします。

まちづくり推進課長 玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりの状況等につきましてご報告いたします。

区では、まちづくり基本方針の具体化を図るため、地元協議会のまちづくり構想を踏まえつつ、関係機関とも連携いたしまして玉川上水・放射5号線周辺のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

まず現況でございますが、現在放射5号線の整備が進められておりまして、事業認可期間は平成29年度で、現在用地取得率は92%ほどとなっております。

周辺環境の変化といたしまして、平成24年8月、(仮称) 都立高井戸公園の事業認可の取得、昨年改訂いたしましたまちづくり基本方針におきましては、補助216号線を区の重点路線と位置づけているところでございます。また、ことしの3月、都市計画変更が行われまして、玉川上水緑地が拡張されているところでございます。

次に、まちづくりの検討経緯でございますが、まちづくりの契機となりましたのは、放射5号線の久我山区間約1.3キロの未整備区間の事業化でございます。平成16年5月の全体幅員の変更などの都市計画変更に際しまして、都が区の要望により検討協議会を設置いたしまして、その報告を受けまして、地域住民等によりますまちづくり協議会が発足し、平成22年7月、区に「まちづくり構想」が提案されているところでございます。

現在の検討状況と今度の進め方でございますが、区では「まちづくり構想」を受けまして「まちづくり計画」、地区計画の内容を検討してまいりましたが、「まちづくり計画」等の策定がおくれている状況ではございます。構想をいただきながら時間をかけてしまっていることは大変申しわけなく思っております。

放射5号線につきましては、事業認可期間が29年度ですので、それまでには新しい環境に即した土地利用が可能となりますよう、取り組みを加速化していくとともに、スケジュールの見直しも行ってまいりまし

た。

まずは、地域住民の意見を聞きながら、まちの将来像や課題解決に向けた具体的方策を示した「まちづくり計画」を取りまとめることといたしまして、その後、地区計画の策定や用途地域の変更を図ってまいりたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、平成27年3月には、「まちづくり計画」の中間のまとめ、地区計画の素案をお示しいたします。平成28年3月には、「まちづくり計画」の決定、あわせて地区計画案の策定、その後縦覧等の手続を経まして、平成28年秋ごろには地区計画案を都市計画審議会に付議してまいりたいと考えているところでございます。

次回の都市計画審議会では、「まちづくり計画」の概要をお示しできればと考えているところでございます。

参考資料を幾つか添付しております。

資料1でございますが、これは、昨年改訂いたしました玉川上水・放5に関する部分の「杉並区まちづくり方針の抜粋」、資料2につきましては、平成22年7月にまちづくり協議会から提出されました「まちづくり構想」を特集した「まちづくりニュース」、資料3につきましては放5の計画図、横断面のイメージ図、資料4につきましては現況の用途地図、資料5につきましては土地区画整備事業を施行すべき区域の地図、資料6につきましては玉川上水・放5の周辺の現況を写真で撮ったところを示しているところでございます。

以上でございます。

会長
委員

ということでございますが、ご質問、ご意見ございましたら。

おはようございます。よろしく申し上げます。

今ご説明があった玉川上水・放5周辺のまちづくりについてなのですが、この件、私も地元の議員としていろいろ携わってきたところなのですが、幾つか質問させてください。

まず、中層住宅という形で、放5整備に伴う沿道については「中層住宅を中心とする」という文言があるのですが、このいただいた資料を見比べていきますと、玉川上水・放5周辺のまちづくりニュースのご提言の中には、「第一種中高層住居専用地域への変更」といった文言も出てくるのですが、このあたりの具体的な高さを含めたイメージがあるのか

どうか。現在のところであるのかどうかをお尋ねをします。

まちづくり推進課長 中高層の具体的な高さはどの程度なのかというご質問かなというふうに思いますけれども、中層住宅にしる、用途地域の第一種中高層にしる、特に具体的な高さの制限というものはありませんので、私どもとしましても、この高さが何メートルかということにつきましては制限がないということで、今検討中でございます。

まちづくり協議会のほうでは、この高さについては 10 メートル、12 メートル、15 メートルということ。また、玉川上水の樹木の高さを 1 つの基準ということで、ある一定の高さを決めているというよりは、複数の意見があったというような取りまとめになっているところでございます。

区といたしましては、この構想を踏まえつつも、周辺環境の状況も見つつ、高さについては今後検討し、判断してまいりたいというふうに考えてございます。

委員

今ご答弁の中で樹木の高さという件が出てまいりました。これまで私も一般質問で、この周辺の沿道地域のこれからの計画について景観条例がどのように関係してくるかということもお尋ねをしてきたのですね。そのときにも樹木の高さというお話が出てきたのですが、樹木というのは、種類によってかなり違いがあると思うのです。10 メートルのものもあれば、桜は 12 メートルだったり、けやきであれば 15 メートル超すものもあったり。そういった樹木の高さというのを大体何メートルぐらいとしても、話し合いがされているのか、それともあやふやなまま樹木の高さということですと残ってしまっている課題なのか、そのあたりが見えてこないのですが。

まちづくり推進課長 確かに樹木の高さは非常に曖昧な基準になってくると思います。樹木の種類にもよりますし、樹木が生長したり、また朽ちたりもいたしますので、高さというものはその時々で変わってきたりするものかなというふうには思っております。

具体的にどれぐらいの高さをイメージしているのかということですが、調査した結果、やはり 10 メートル台から 20 メートル台、場合によっては 30 メートル近い樹木も確かにございます。その中でどの高さを基準とするかということ、大体 20 メートルぐらいの高さの

樹木が平均的には多いのかなということはございますけれども、先ほどもご答弁しましたが、まちづくり構想のご提案、そして周辺環境の状況、そういったものを見きわめながら、その辺の高さについては今後慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

委員

お願いをいたします。今後町並みはどう変わっていくかということと、緑がもともと大変恵まれているとは思っておりますけれども、この沿道の建物の高さということが一番のポイントになってくると思います。

私もまちづくりニュースにありました「まちづくり構想」をまとめるに当たっての協議会を随分傍聴させていただいていたのですが、この高さを決める段階が一番やはり、皆さんイメージもできない中、ご教授いただきながらまとめていった数字になっていると思います。

これを踏まえつつという、つつということで、またこれも踏まえてということとはまた違って来るかもしれないのですが、やはりこの建物の高さというものが、個人のそこに敷地を持っていらっしゃる方のご意向もあるかとは思っておりますが、まち全体をどういう形でつくっていくかということ大きな基準として今後検討を進めていってほしい一番のポイントになってくると思いますので要望をしておきます。

次の質問なのですが、都市計画審議会の中ではなかなか課題として出てこなかった部分なのですが、この沿道地域の久我山一丁目から三丁目ということで、スマートコミュニティの先導モデル地域を区のほうで検討しているという報告を都市計画のほうでも受けていたのですが、これが今回の周辺のまちづくりの動きというものの中に入ってきてはいないのですが、これはどういった形に、どうして入っていないのかをお尋ねしたいのですが。

まちづくり推進課長 これは別に意図的に入れていないという問題ではもちろんございませんで、この地域の動きは主にハード面の大きな動きについて記載をさせていただいたということで、その他もろもろ動きについてはあろうかと思っております。

その中の1つに委員おっしゃるように、スマートコミュニティのモデル地域というような課題もございませんで。その件につきましては、委員もかねてからおっしゃっていることとございませんで、環境課とも調整を行っているところで、今後「まちづくり計画」のほうにどのような形で

反映できるかどうかということも含めて、今連携、調整を図っているというところでございます。

委員

どうぞよろしくお願いいたします。

あと、3点なのですがまとめてよろしいでしょうか。

今回放射5号の計画が、東京都のほうで沿道地権者との話し合いによってかなり実施設計まで細かく決まってきた段階だと思うのですが、環境施設帯ということで、コンクリートの構造物を東京都のほうでつくる予定があると聞いています。絵図面でいきますと、参考資料3の下の横断図のイメージ図というところに築堤という形で載っている部分なのですが、これの構造物をもう1つごめんなさい、絵図面であるものが、参考資料6の左上の環境施設帯モデル整備地区ということで。この中央部にあるのがコンクリートの築堤になると思うのですが、これに関しては私も高さであるとか、重量であるとか、そういうものをこれまでもお尋ねしてきたのですが、ちょっとなかなかそこまではつかめていないところなのですが。

ただ、こういったコンクリートの構造物があることによって、沿道に与える振動ですとか、あとはいざ何か交通事故が起きてしまった場合の安全性などにもかなり貢献をしてくれるのだらうというふうに考えていました。

これが、今回の沿道の地区計画を決めるに当たって何か、言い方を変えると、これだけ大きな構造物と重い物があるのだから、沿道の地区計画をつくるときには、これを踏まえてつくってってもらいたいということなのですが、そのあたりはどういうふうに捉えていらっしゃるかお聞かせいただけますでしょうか。

まちづくり推進課長 確かにこの環境施設帯のコンクリートの構造物、委員おっしゃるように、振動あるいは騒音の低減効果等もあるというふうに言われているところでございます。また、交通事故等の安全性ですかね、そういうのも期待されているというところなのですが、どのようにこの環境施設帯の効用を地区計画に反映させていくことができるかにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

委員

お願いをいたします。

次の質問なのですが、以前この周辺住民に対してアンケートという形

で、「これからのまちなみをどうしていったらいいか」といったようなアンケートをとられた集計結果のご報告があったところなのですが、このアンケートの結果がどういう形でこの地区計画のほうに落とし込まれていくのか、その連携みたいな、言い方を変えると、なぜアンケートをとられたのかというところがなかなか見えてきていないのですが、そのあたりいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 このアンケートにつきましては、先ほどお話いたしましたように、まちづくり協議会が「まちづくり構想」というものを区に提出しております。

この「まちづくり構想」の内容について、地域の方はどうのように考えるのかというような、それを問うような形のものにしたところがございます。ですから、協議会の意見に対する地域住民の意向というか、理解の程度というか、そういうものを把握するためのアンケートというふうにご考えてございます。

委員 加えての質問なのですが、その結果というものを区のほうではどう捉えていらっしゃるのでしょうか。アンケートをとられた結果。

まちづくり推進課長 アンケートの結果なのですけれども、1つは、まちづくりの目標としてはどんなものが考えられるかというような中で、「緑豊かなまち」が一番多かったと。2番目には、「防災・防犯の面で安全・安心なまち」というのが2番目ということで、これが上位を占めたというところがございます。

区といたしましても、玉川上水を中心とした緑というものを重く考えてございますし、やはり道路の拡幅等、防災の面も進めていかなければならないと思っておりますので、アンケートの結果につきましてはおおむね協議会の考え方とも一致する部分がございますし、区の本部の方針につきましても沿った形になっているのかなというふうには理解してございます。

委員 ありがとうございます。安心をいたしました。この「緑豊かな」というところを本当に望んでいるという大きな結果が出ていると私は考えています。この結果をぜひとも地区計画のほうに反映をさせてもらいたいと思っております。

玉川上水の、一番最初に質問をしました樹木の高さとその周辺の建物

の高さということが、本当にこの町並み全体を決めてくるポイントになってくると思うのですが。それが例えば高い建物が建っていった場合に、玉川上水の緑が、現在はほとんど遠目に見えてくるわけなのですが、住宅街の建物の。

ごめんなさい、今の話は玉川上水の北側なのですが、住宅街の背景として玉川上水の樹木が見えている状態なのですが、これが高い建物が乱立してしまうような形だとほとんど見えてこないということになってきて、この「緑豊かなまち」を望んで住んでいる人たちの意向とは違ってくるというふうに思っています。

ですから、そのあたりの整合性というか、アンケートをとられた結果が地区計画にきちんと生きているんだというところをどこかしら計画の中に盛り込んでいってもらいたいなというふうに考えています。

最後の質問なのですが、今回こういった計画が進んでいって、いざこの周辺に土地を持っている方ですとか移り住んで来られた方は、かなりその資産価値においても、また住み方においても変化が出てくるというふうに固定化されるというか、そういうふうなことが地区計画によって決まってくるのだと思います。そういった意識を持ってこの計画を知ろうと思うのか、そうではなくて、ただまちづくり、「好きな人がやればいい」、そういうような「誰かやってくれればいい」というようなことで捉えるのか、かなり違ってくるのだと思います。

私が心配をするのは、地区計画がいざ決まった後、「そんな重要なことを自分の意見を言う場がなかったのにもかかわらず決まってくるのか」というようなご意見をいただくことがやっぱり最も厳しいのかなというふうに思っています、ぜひとも今後とも住民への意見聴取をする際には、「とても重要なことなのだ」と、「皆さん参加をしてもらいたい」と、「皆さんの生活にかかわることなのだ」というような呼びかけをぜひともしていただいて、説明会などの告知も細かくしていただきたいと思っていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 これから区でまちづくりの計画の概要などもつくってまいります。そういうものができましたら、地域住民の皆様にお示しをして、住民説明会、また必要に応じて先ほどお話ありましたアンケートなども活用して、幅広い意見は聞いていきたいというふうに思っています。

まちづくりというのは、一部の人たちの意見を聞いてそれで済むというものでは決してないと思ってございます。それぞれの立場、それぞれに住んでいるところ、いろいろな意見があろうかと思えます。それをまとめていくのは非常に大変な作業かと思えますけれども、幅広い意見を聞きつつ、区としてどうしたらいいのかということをしっかり考えた上で計画を策定していきたいというふうに考えてございます。

委員

力強い言葉ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に1点だけ要望なのですが、今回周辺の計画というところで、放5周辺の計画の中に高井戸公園が載ってきたのですが、この地域にやはり考えていくと、高井戸公園と放射5号との計画の整合性であるとか、どういった時期にどういう形で両方が決まってくるのだろうかというところも大きな課題になってくると思えます。

というのは、高井戸公園の計画をつくるに当たって、例えば周辺の道路との関係ですとか、あとは誘導するための何ていうのですか、歩行者が来る動線であるとか、あとは車の駐車場に入る動線であるとか、そういったものが放射5号の計画と整合性がとれていないと、やはり周辺の生活するものに影響がいつてくると思えます。

ですから、その部分を重々意識をして、放5と高井戸公園という東京都による大きな事業が2つ同時期に計画をされているにもかかわらず、その2つの計画の整合性がとれていないのであれば、これは大変もったいないことというか、もっともっといい計画につくっていけるものだと、まだそういう段階にあると思えますので、そのあたりはぜひとも区のほうから東京都のほうに要望をしていただきたいというふうに考えております。

これは1点要望です。ありがとうございました。

会長

では、ほかには。

委員

ちょっと関連したことでいいですか。済みません、1点だけ。ほかの質問は後にしまして。建物の高さのことなのですが、曖昧に、きっちりこの高さというふうに決めていないのは、玉川上水の南側と北側とで土地利用の形態が全然違う。南側のほうは、岩通とか都営住宅とかがあるのでそんなに低い高さにはできないだろう。だけれども、高く

なってしまうと、後ろ側の北側の樹木が、逆に玉川上水沿いの樹木が枯れてしまうだろうということで、壁面の後退距離と高さとの関係が重要だろうと。

逆に、北側の住宅地は道路によって削られる宅地等が発生するので、壁面後退はなかなか難しかろうと。そうすると、樹木との関係はかなり近い関係になるだろうということで、その場合は後ろの宅地への日陰とかそういったことも含めて住宅地らしい高さにしようといったように。

実は、あそこの地区は4地区でそれぞれ特徴が違うのですね。だから、その辺を踏まえて高さを考えていくというふうにしてほしいという。私が当時まちづくり協議会を預かっていたことからして、ちょっと考え方が一辺倒の高さだけになっているのがちょっと問題です。

それから、もう1つ、私当時から懸念していたのは、道路がいよいよできるよという今の状況になった皆さんの意識と、道路がつくられるかどうかわからない状況の皆さんの意識とは大分違うと思うので。このアンケートの調査から大分また年数も経っていますので、今もう道路ができる目前になっているときの、やはりきっちりとした住民意向の把握というのをもう一度きちんとやってほしいというのが要望です。つけ足します。

委員

この平成22年、2010年にまちづくり協議会が「まちづくり構想」を区に対して出した。そして、翌年に東京都から返事が来たというか、地域の方は地下構想を望んだのだけれども、一部トンネル案を望んだのだけれども平面構造にするというところで、私も「市民参加をして意見をつくって東京都に出したのに、それと違う答えが出てきたということは残念だ」という、以前そのような意見を申し上げたのです。

先ほどの〇〇先生からのお話にかぶるところはあるのですが、地域住民の方たちの理解というのは、その後どのように区としてされたのか。もしされた内容がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。東京都に出した後、東京都から「平面にするよ」という返事が来た後に、住民に対しての説明はどのようにされたのかということを知りたいと思います。

まちづくり推進課長 平面構造に都が決定して以降どんな説明を住民にしてきたかということですが、「まちづくり構想」をつくった協議会のメンバーの方々に

については説明を行ったところでございますけれども、一般の人を対象に、区としてこれについて説明会を行ったということはございません。

ただ、都のほうで平面構造に決まったということについて、平成 23 年の 9 月だったですかね、説明会を行っているというふうにはなっております。

委員

ありがとうございました。今日の資料の「現在の検討状況及び今後の進め方」の中にも、まちづくりに関して、また「地域住民の意見を聞きながら」というふうにあります。「意見を聞きながら」というのはいいのですけれども、基本的に市民参加を進めていくということは終わりなのですよね。そういう姿勢でまちづくりを進めていくという。ちょっと基本的なところで申しわけありません。

まちづくり推進課長 委員おっしゃることは当然のことだと捉えています。

委員

まちづくりの市民参加と一口に言うとさまざまなやり方があるとは思いますが、私どもがもう 1 つ進んで考えるものは、いかに合意形成を高めていくかというところなのです。ご意見を伺うというだけではなく、どう地域の方たちと折り合いをつけながら、自分もそこに加わって意見を出していく、人の意見も聞きながら参加をしていくというところが大きな意味の、1 つの市民参加というふうに私どもは捉えるのです。この資料で拝見すると、説明会というのが 2 回今後開かれていきますけれども、これも会場の方たち、来た方たちのご意見をいただくという姿勢で行われるのでしょうか。

まちづくり推進課長 先ほど来お話ししている「まちづくり構想」の策定につきましても、まちづくり協議会、住民の方々が市民参加といいますか、参加をして、自分たちのまちがどうあるべきかということを決めてきた。そういう経緯でやってきているところでございます。

今後なのですけれども、秋ごろから「まちづくり計画」の内容もあらあら出てくるころかなと思いますので、それにつきまして丁寧に住民説明会の会場で説明してまいりたいと思いますが、ただ、説明会のやり方ですね。1 人の声の大きい人に左右されるとか、そういうのがありがちなところもございますので、なるべくそういうことのないように、幅広い人たちの意見を聞けるような形で住民説明会のほうもやっていけたらなというふうに思っております。

委員

ぜひ工夫をしながら、声の大きい人だけでなく、サイレント・マジョリティの方たちの声も何らかの形で拾いながらやっていくのが必要なのかなというふうに思います。

とにかく、今日のこういった場面でも、どうしても行政とやりとりに終始してしまうのですけれども、いかにこの審議会としても合意形成を高めるかという視点でこういう審議会とか、説明会もそうなのですから進めていけたらなというふうに思うところなのです。ごめんなさい、会長さん。失礼いたしました。ありがとうございました。

会長

ほかはどうでしょうか。

いや、私、〇〇委員に、私自身会長ということではなくて、一委員として聞きたいのですけれども、本当に合意形成ってできるものですか。

今、東日本大震災で困っているのは、その1回目の復興計画をつくったときは、それでみんなオーケーしたのです。ところが実際やり出すと、自分たちの生活がそこでできなくなってきた。あるいは別なところで生活できてしまったという、自分の土地にもう1回住みますといった合意が、その人の事情で合意されなくなってしまっているわけですね。だけれども、もう事業は決めてやり出してしまうと、途中で「いや、この土地は、私もう住みません」と言われてもとめられなくなってしまうのですよね。

ですから、その合意というのは、どうしたら本当に、何が合意なのかというのが、非常に東日本の復興の中では困ってしまっているのですよね。

委員

そうですね。本当に私たちそのまちづくり……。

会長

ですから、ここの放5でも、放5は本当に見えてきたときと、最初のときのまちづくりを言っていたときと、それから実際に沿道で土地を買収された人、それぞれが事情は変わってきているわけですね。

だから、あのときの合意がずっと合意として持ち続けていいのか。そこら辺がどんなふうにしたら、その合意形成とか市民参加というのをどこまでやっていいかというのは。今逆に、そのときのルールは、もう少し多数決とか民主主義というのが進んだ国では、どこかで決めたら決めたことに従う。自分の事情が変わっても変えないというような暗黙のルールがある国と、変えてもいいのだという国との違いが出てきてし

まったのですよね。

そこら辺、どんなふうに思っていますか。

委員

そうですね。本当にこの合意形成、市民参加も含めてですけども、合意形成って難しい話だと、私もまちづくりに市民が参加していくという仕組みをつくりながら、地域の提案をつくっていくといったときに難しさを感じています。

私たちの経験の中で、地域の人たちと意見を、それこそ喧嘩ではないけれども出し合いながら、1つのものを出し合うという経験が、つくり上げるという経験がないまま来ているのではないか。地域の代表の方に何を委任するのか。自分はどこを担うのかというところが押さえられていない中の市民参加というのが多分進んできたものだと考えています。

でも、今過度期、本当にいろいろなものにぶち当たりながら、過度期だと思いますけれども、でもそれでもなおかつ「ここまでは合意できたね。でもここは違うよね」というところをはっきりさせながら歩いていくしかないでしょうと思っています。まだこんなところの話でごめんなさい。

会長

ほかはどうでしょうか。

では、時間の関係で、これで最後にします。

委員

恐れ入ります。1点だけ。単純な質問なのですが、今回の計画の計画地というのが、例えば参考資料の4で見ますと、オレンジの1点鎖線で囲われているわけですが、同時期に進んでいる高井戸公園の優先整備区域にもう既に入ってしまった40軒ほどの住宅があるのですが、三角地帯と呼ばれていたり。この方たちも優先整備区域に入った段階で自分たちが計画地の中に住んでいるということを知ったり、そういう方々なのですが。ここは地区計画を決めるに当たって、区域に含まれてくるのでしょうか。

まちづくり推進課長 参考資料4の中のことで、この地域につきましては、「まちづくり計画」の中では入ってくる地域とさせていただきますけれども、地区計画となりますと、高井戸公園も都市計画、地区計画も都市計画ということで、この地域タブってしまうような形にもなりますので、玉川上水・放5まちづくりの地区計画につきましては、この部分は抜いていきたいというような形で今検討はしているところでございます。

委員 そういったことであれば、ちょっとただし書きをしていただいたほうがわかりやすいのかなと思います。本当に住んでいる人たちにとっては大変な違いになってくると思うので、その辺気をつけていただければと思います。要望です。終わります。

会長 では、これについては、報告は終わりにしたいと思いますが。
 きょうの皆さんの意見を聞くと、もう少し今後のスケジュール、この資料の2ページ目に書いてあるスケジュールで、まちづくりの計画の概要というのを区がつくる前に、もう少し住民の人たちの意見を十分に組み込んでいくようにということを皆さん言われたのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

 では、その次、生産緑地のほうの案件に、報告事項にいきたいと思えます。よろしくお願いします。

都市計画課長 私からは、生産緑地地区の動向についてご報告をいたします。
 生産緑地の変更につきましては、例年 12 月ごろに本審議会に諮問をさせていただいております。今回その予定案件として事前にご報告をさせていただくものでございます。

 報告に入る前に資料の確認をお願いいたします。報告文が1枚。他に別紙が4枚ございます。よろしいでしょうか。

 それでは、順次ご説明をいたしますので、別紙の見取り図、それから、現況写真などをご参照いただきたいと思いますと存じます。

 1枚目をごらんください。

 1の削除予定でございますが、4地区を予定してございます。いずれも主たる従事者の死亡により買い取りの申し出が出されたものでございます。

 なお、別紙2をごらんいただきたいと思いますと存じます。

 地区番号118の北側でございますけれども、言ってみれば盲腸のように飛び出した部分がございます。これは、南の部分とは別の所有者でございまして今回買い取りの申し出は出されてございませんけれども、南の部分が今回指定解除になりますので、面積的に370平米ほどになりますので、指定要件を欠くことになるために削除になるものでございます。いわゆる「生産緑地の道連れ廃止」というふうに呼ばれてございます。

 区では、買い取りの申し出が正式に出される前に、事前相談があった

時点で区内部に情報を提供しまして、公共施設用地としての買い取りの検討を行いまして、その後、正式に買い取りの申し出が出された段階で生産緑地の買い取りについて判断をしてきているところでございます。

それでは、地区ごとにご説明したいと存じます。

まず、地区番号 89、宮前 5－5 でございます。ここにつきましては区が買い取りをしまして、北側に区有地がございます。これと合わせて特別養護老人ホームの建設用地として社会福祉法人に貸し出しをする予定でございます。なお、特養の開設につきましては平成 28 年の 12 月を予定しているということでございます。

次に、地区番号 118、成田西 3－18 でございます。ここにつきましては杉並区の土地開発公社が買い取りをしまして、区では現在農業公園とすべく準備を進めているところでございます。後ほどみどり公園課長のほうから概要をご説明したいと存じます。

地区番号 128、成田東 2－1 でございますけれども、こちらにつきましては、和田堀公園の都市計画区域内の土地でございます。東京都のほうにも照会をしたのでございますけれども、残念ながら現時点では購入できないということでございまして、それではということで区が土地買収の交渉を行いました。残念ながら相続された方との交渉は不調に終わっておりますけれども、現在も継続して取得に向けて交渉しているところでございます。

続きまして、地区番号 163 番、上高井戸 3－2 でございますけれども、こちらにつきましては、有効な土地利用の活用が見込みがないため買い取りには至ってございません。

続きまして、2 番、追加予定でございます。3 地区を予定してございます。3 地区とも指定要望に基づく追加でございます。

地区番号 1 番、井草 5－18 でございますけれども、主にさつき畑でございます。道路沿いの万年堀につきましては、所有者が本年 10 月末までにフェンス等、中を見通せるような開放的なものに改修をするお約束を取りつけてございます。

地区番号 56、今川 4－12 でございます。こちら更地でございます。農家が運営者となります体験型区民農園の一部となる予定でございます。果樹等の植樹とともに、農機具置き場としてビニールハウス等を設置予

定と聞いてございます。

次に、地区番号 102 番、久我山 3-7 でございます。畑でございます。既に生産緑地に指定してございます西側の細長い土地の追加でございます。南側につきましては、放射 5 号線に接している場所でございます。

次に、裏面にいかせていただきます。

3 番、新規の指定予定でございます。1 地区でございます。

地区番号 182、今川 4-18 でございます。現在土地所有者から区が借りをして区民農園として活用している場所でございます。今後生産緑地地区の都市計画決定前に土地所有者にお返しをする予定でございます。その後、土地所有者が体験型区民農園を開設するというふうに聞いてございます。

この 182 番の所有者は、56 番と所有者が同一でございます。ただ、距離が離れており一団のものとなっていないことから、追加ではなく新規指定とするものでございます。

その他面積等は記載のとおりでございます。

なお、本件につきましては年内に本審議会に改めて諮問させていただく予定でございますので、その際はよろしくお願いをいたします。

以上で報告は終わります。

続きまして、ただいま報告いたしました地区番号 118 に関連をしまして、(仮称)成田三丁目公園につきまして、みどり公園課長からご報告をさせていただきます。

みどり公園課長

私からは、別紙 4 について説明いたします。

地区番号 118 の一部、成田西三丁目の生産緑地については、従前体験型民間農園として親しまれてきた経緯がございます。区は、こうした活用実績を踏まえ、農業公園整備を視野に農地保全の取り組みとして、本用地を 4 月に杉並区土地開発公社が先行取得したものでございます。

用地の概要は記載のとおりでございます。

公園の整備方針ですが、農業体験ができる農園と多くの区民が花摘みや収穫、また散策などをしながら土と触れ合える公園要素を含んだ農業公園を目指してまいります。

当面の取り組みとして、現在農業関係団体と協働で維持・管理を行ってございます。区民、周辺の保育園・小中学校に収穫体験等をしていた

だきながら、土壌の保全を図ってまいります。写真は、6月に周辺保育園に呼びかけ、サツマイモの植えつけ体験をしている状況でございます。6月の17日と20日に行いまして、計7園の保育園の園児200名が参加して植えつけ体験をしたものでございます。

今後のスケジュールですが、26年内に都市計画手続を済ませ、27年度に整備工事着手を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。

会長

以上で説明は終わりですか。

この「活用懇談会の実施状況について」というのは。

都市計画課長
委員

これは生産緑地が終わってから説明します。

今のご説明の中で、この都市計画審議会にとってきちんとした意識づけというか、位置づけが必要だと思うのですけれども。説明がちょっと流れているのでわかりにくいと思うのですが。

農業公園というものが、いわゆる都市計画の公園指定と同じような形で、農業公園という形の指定が始まるということ。これまで杉並区でやってこなかった形なのですけれども、この審議会で決定する事項になるのですが。これまでの公園とどういう違いがあるけれども法律上は抵触しないと。どういう維持・管理をしていくものかという説明が必要なのかなというのが1点と。

それから、その中でも体験農園というのが区民農園や市民農園とどう違うのかということも少し。私も全然知らなくて、現地視察とかする中で理解をしてきたので、その辺もちょっと説明をしておいていただいたほうがこの審議会としてもわかりやすいかなと思うので、その2点をよろしく願いしたいと思います。

都市計画課長

まず、〇〇委員の前段のご質問でございます。

農業公園ということなのですけれども、いわゆる「体験農園」という言葉も今使わせていただいたのですが、体験農園というのは市民農園とはちょっと違って。市民農園は、各利用者が指導者なしにそれぞれ畑を使って農作物を育てるところなのですけれども、体験農園というのは、簡単にいえば指導者がつき、メンテナンス等お手伝いをしていただくというところがかなり市民農園とは違って充実した内容になっているというふうに思います。

今回「農業公園」という言葉を使いますのは、その体験型農園も含めて、公園の中に体験型農園のような機能もあり、また一般の公園のように農の風景というのでしょうか、それを楽しみながら憩いの場があり、また、果樹というのでしょうか、果樹とか作物を不定期に収穫をして楽しむというような、多目的なものを集めて農業公園というふうに位置づけをしているところです。これにつきましては、都市計画上は公園というふうな形で指定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

会長 今のは、質問に全部答えていないと思うのですが。

都市計画法にそういう農業公園はあるのですか。

みどり公園課長 都市計画法上は農業公園というのはございません。農業公園というのは、一般的に自然との触れ合いの中で農業等の体験コーナーを設けながら、農との触れ合い等、またレクリエーション等をあわせた公園というふうに、そういうふうなものを農業公園というふうに呼んでございます。

また、公園種別においては街区公園等ありますけれども、近隣市区の状況を見ますと、特殊公園というところに位置づけられている状況でございます。

区では農業公園というものは現在ございませんので、新しい取り組みということでトライしたいというふうに考えてございます。

委員 今、ちょっとそこの議論が、都市計画法の公園にすることによって、都市の、やっぱり公園のある1つのやり方としてのマニュアルをふやしていこうというのが、農業懇談会で今ちょっとやっております。

そういう緑地の確保とか、空地の確保が密集の緩和とか非常時の緩和策になるのではないかという議論もあって、都市計画上の公園に位置づけたいという意向で、今実は懇談会では話になっているということをつけ加えておきたいのですが。

農業公園では、都市計画法上の公園に指定できないのですか、今。もう1回確認したいのですが。

都市計画課長 都市計画公園として指定したいと考えています。

会長 したいということと、法的にできるということと意味が違うのですが。

土木担当部長 先ほど課長からもお話したのですけれども、特殊公園という位置づけで、そして、またその名称自体「農業」という言葉は使われていますの

で、他の自治体でも例がございますので、きちんと都市計画公園として位置づけられるというふうに考えてございます。

会長 都市公園法の中の特殊公園ということ。

委員 特殊公園。

会長 というもので位置づけると。

委員 そうすると、いずれはそういう位置づけを区の中でもやるということですね。

土木担当部長 はい。

委員 まだ今はされていないということ。

土木担当部長 まだ、これから。都市の位置づけはこれからですけれども、きちんと位置づけていくということでございます。

会長 ほかはどうでしょうか。

委員 「多くの方が芋堀りや花摘みなどを楽しみながら」という文言がありますけれども、これ、その多くの方って参加者が多くというふうに読んでいいのか、それとも、さまざまな方が、例えば高齢者とか障害を持った方とか、子どもも含めて。写真にはお子さんの絵がありますけれども、さまざまな方が楽しめるか読んでいいのか。

実は私、後で報告があるのかもしれませんが、世田谷の農業公園を拝見したときに別な場面で何度か申し上げているのですが、障害者、高齢者が車椅子でも花摘みができたり、お芋の収穫ができたりという場面をつくっているのを拝見して。杉並でこの農業公園ができるといったときに、またこの地域、ここの場所の近くにも障害者会館がありますし、そういう視点がほしいなと思っていたところなのですが。それは今後なのでしょうか。そういう視点があたりで、「多くの方」というふうに書いていらっしゃるのか伺いたいと思います。

みどり公園課長 公園整備に当たっては、バリアフリー法の適用とかもありますので、十分高齢者の方、また身障者の方が利用しやすいように配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

会長 ほかはどうでしょうか。

委員 上高井戸3-2というやつなのですけれども、住居表示。買い取りに至らず、3,800平米のうち2,700平米が今建築中となっていて、写真を見ると何か大売出しみたいになっていますので、そういうことになった

のかなと思うのですが。

私も初めてなのでちょっと勉強をさせてもらいたいのですけれども、生産緑地の指定を受けていた土地が売却という場合は、何かさかのぼって支援していたものがペナルティとして課されるとか、何かそういうものがあるのでしょうか。

都市計画課長 生産緑地につきましては買い取りの申し出をします。それをしてから3カ月たちますと行為制限が解除になります。したがって、3カ月の間に区や東京都などが買わないという判断をした場合には、3カ月過ぎた段階で一般的な売買が可能になるということでございます。

委員 つまり、さしたるペナルティとかはないということ。

都市計画課長 3カ月過ぎればペナルティはございません。

委員 今、区のほうでもこういうまとまった土地というものについての、区長も価値といいますか、都市部における1,000、2,000平米の土地というものについて非常に強い関心を持って、もう数年も前から探し続けているという答弁も議会ではありました。そういう中で、区としては生産緑地ですし、区としては取得の意向というのは、これだけまとまって四角い、写真を見てもしっかりした土地だったのですけれども、取得の意向に至らなかった経緯といいますか判断というのは、どのようなものがあつたのかお聞かせください。

都市計画課長 用地が出ますと、必ず企画部門も含めて、事業部門等につきましても情報提供をしています。

企画のほうの判断になりますけれども、例えば計画施設があるのかどうか、また、改築をするための仮設用地が必要な場所なのかどうか等々総合的に判断をして、購入するかどうかを判断するというふうに聞いてございます。

会長 ほかはどうでしょうか。

もしなければ、では、この報告事項はこれで終わりにしてよろしゅうございますか。では、そういうことにさせていただきます。

あとは。

産業振興センター事業担当課長 農地活用懇談会の実施状況につきましてご紹介をさせていただきます。資料をごらんください。

平成 25 年度に設置いたしました杉並区農地活用懇談会でございますが、こちらは、「都市農地活用の具体的な方策に関する事項」、「地産地消の推進に関する事項」、「営農支援策に関する事項」などにつきまして、専門的な知見に基づく幅広い意見や助言を得るということを目的として設置をしてございます。

昨年度は、6月の第1回懇談会開催から、合計で9回の会議を開催してございます。

資料の2、25年度開催状況に記載のありますとおり、全体会では農地にかかわる法制度等の勉強会や都市農地保全に向けての課題の検討のほか、先ほどもお話がございましたが7月と12月の2回に現地視察を行ってございます。また、制度運用・緑地保全専門検討委員会と地産地消・営農支援専門検討委員会のこの2つの専門検討委員会を設置いたしまして、「緑地保全に関する取り組み」や「地産地消の多面的推進」について検討をしておりました。

今年度、26年度につきましては、25年度の検討状況を踏まえ、都市農業施策に関する動きや課題についての意見交換を行うとともに、「都市農地保全に関する法制度の現状」、「農業公園のあり方」、「営農支援策に関する事項」などをテーマに検討を行う予定でございます。開催回数につきましては年4回程度を予定してございます。

簡単ですが、以上でございます。

会長

以上ですか。ではどうぞ、ご意見、ご質問ございましたら。

委員

現地視察が行われていますけれども、こういった現地視察をした後に、参加した方からの感想というか、そういうものを聞き取っていらっしゃるのでしょうか。もしあればお知らせください。

産業振興センター事業担当課長 まず、この現地視察の目的ですけれども、まず見なければわからないというところもありますので、まず見ていただいてというところが目的でございました。

記録として残っているものというものはないのですけれども、感想として聞いていたよというところでのお話をさせていただきたいと思いません。

特に農業公園のところになりますが、3カ所、世田谷区が2カ所と、武蔵野市が1カ所というところで見についておりますが、世田谷区では、

1カ所は次大夫堀公園のほうに行かせていただきました。こちら次大夫堀公園では、田植えや稲刈りの体験も行われているということで、非常に驚いたというような感想もございました。

もう1カ所の世田谷区、フラワーランドというところですが、こちらでは花卉園芸を中心とした公園で手入れが行き届いていてということで、大変きれいだなという印象を受けたというふうに聞いてございます。

3つ目の武蔵野市のふれあい農業公園では、果樹園があったり、田んぼがあったり、体験農園があったりと、バランスよく施設の配置がされているというふうに感じたというふうに聞いてございます。

こういったところの視察を行いながら、杉並区の先ほども出ました農業公園、どういうのがいいのかなというところの参考になったかなというふうに考えてございます。

委員

ぜひ、見たことが生かされるような、そういうような農業公園ができたらいいなというふうに思いました。

続きましては、地産地消に関しまして、今協働事業、協働提案制度の事業の中で地産地消推進検討委員会というのが設置されていると思いますが、そういうほうの検討委員会と、またこちらの地産地消のことを検討する委員会と、これは一緒ですか。

産業振興センター事業担当課長 組織としては別のものとなります。

今おっしゃいました検討委員会につきましては、今年度地産地消推進連絡会という形で設けまして、そちらで議論をしております。この連絡会には、農業関係者の方のほか、また流通の関係の方、また農業を進める上に当たってはいろいろな情報提供といったものも必要になりますので、情報に関することに詳しい方など幅広い方にご参加いただきまして、どういったことをしていくと地産地消を推進できるかというところの視点から議論をしているというところでございます。

農地活用懇談会には、こういったところの議論もフィードバックするとともに、また「こういったことを考えたほうがいいのか」というようなご意見をいただいたものについては、連絡会のところで検討をしてということで具体化をしていくというような流れとなっております。

委員 今のは、お互い共有化しながら連携を図ってやっていくと理解していいでしょうか。ぜひよろしくお願いたします。以上です。

会長 ほかはどうでしょうか。

委員 まとめて伺ってしまおうと思うのですが。今回の懇談会の参加されたメンバーはどういった方で構成されているのかという点と、この懇談会と、今回同時に報告がありました生産緑地地区の動向についてという、こういったことを預かる都市計画課のほうとの連携は、どのように今後されていくのかお伺いします。

産業振興センター事業担当課長 まず、農地活用懇談会の委員の方でございますが、11名の方に参加をいただいております。学識経験者の方がお2人と、あと農業委員会からお2人と、ほかに農業関係、JAの関係の方であるとか、また、地産地消の輪を進めるに当たっては、特に学校の給食なども関係があるという部分がございますので、学校の関係、栄養士の先生であるとか、そういった方にご参加をいただいているというところでございます。

また、この審議会からも〇〇委員と〇〇委員にはご参加いただいているというところで、行っているものでございます。

この農地活用懇談会ですけれども、事務局としまして都市計画課、みどり公園課も入ってございますので、その視点からも議論をしているというところで考えてございます。

会長 ほかはどうでしょうか。

今の〇〇委員のもそうなのですけれども、実施状況についてと、この紙とさっきの説明だと、何も我々に情報をくれないのですね。それで、これで説明したということの事実だけつくってしまう。何か非常に我々から見ると、形式のお知らせ。

例えば今の名簿だって、今回収めますけれどもここで配って見せて、ここで「26年3月の第7回各専門委員会での意見取りまとめ等」というのなら、「取りまとめたのはこんなことがありましたよ」と具体的に中身を言ってくれるのならいいけれども、何も言ってくれないで。これで〇〇さん、何も言わないでいいのですか。

委員 実際には、すごくエスカレートして言っています。本当に農地を残すためにやっているのですよ。一生懸命やっていて、東京都のほうからも

来ているのですよ。その人たちにも要望をしています。そして、地産地消もやるのですけれども、それにはやっぱり農家の人たちがきちんとしなければいけないということで、今若い子、おとといもちょっと若い子と会ったのですけれども、「これから地産地消をやるのだったら、やっぱり農家の人が一生懸命やって、それで農地を残るようにしていかないと、農地は残らないんだ」ということで話をしています。

震災があってから、4年過ぎてから、若い人たちが、まだ本当に杉並区の農業は平均は2反から3反なのですが、平均の農地が。その中で、今随分Uターンをして入っています。やめて。「やりましょう」ということで、若い人が随分入っているのです。

だから、その人たちにも話をちょっと聞いたのですけれども、東京都、2反、3反では生産力が少ないと。これではあれだから「何しろ施設援助をしろ」と。その中で施設をすれば倍にも生産物があるから、それだから地産地消もできるのだと。それにはハウスを建てたい。それから「したいけれども、俺たちはつくって、それがもととれるか何か」って、そういうことまで言っているのです、実際言うと。だけれども、そういうことは設備投資ですから、補助をいただいて、それでもって皆でやるようにして、地産地消の杉並区でできたものを杉並区の人たちに食べてもらうというような、大きな目的を持ってやるようにすれば楽しみもできるでしょうという話もしているのですが、今物すごくエキサイトしています。

でも、報告には簡単にあれしてあるけれども、会うたびに、いろいろどうしたらいいか、残してもらえるのか、本当に残して。区長とも話をしたのですけれども、「区長は生産緑地を残すということを言っているのだ」と言うのだけれども、「本当にいいんですか、〇〇さん、私たちこれからやめて、農家に入って、やって、34年になったらもう農地はなくなりますよと。それじゃあひどいじゃないか」ということで、随分言われているのです。

ですから、そういうこともはっきりしてもらって、20年代にそれがするだろうということなのですから、はっきり「大丈夫ですよ」と言ってくれないのですよ、まだ。そういう点でもってあれですけれども、ここへ来て、今まで50年間農地に対して、言ったことに対して、「こん

なところで百姓をやっているのが間違っているのだ」ということで、
ずっと言われてきたわけです。

早く畑がなくなればいいんだと。都市計画のほうでも、畑をなくして
計画をするのだということ、ゼロにするのだという計画でやってきた
じゃないですか。それがずっと子どもたちも、それではしょうがないと
いうことでお勤めをしていたわけですよ。だから熱も入らないし、「私
は、生まれたときから百姓をやるんだ」って言うから、幾ら少なくなっ
ても一生懸命やろうと思っているのですけれども、若い子たちは職場が
あります。事業していけばお金が取れます。そうすると、「こんな大変
なことをしなくてもいいや」というようなことになってしまっているの
ですよ。

ここへ来て、生産緑地に対しての考えが若い子は随分変わってきてい
ます。それで「やりましょう」ということで、本当に地産地消のものを
つくりましょうと。それには区なり東京の農協と、それでもって販売す
るところをつくってくださいと。もう毎日出しますよと。区でもつくっ
てくださいと。毎日毎日できたやつを出して、皆さんに食べてもらいま
しょうと。そこまで話をしていますけれども、それをつくってもらった
ならば、それで、つくれないよということになったら笑われるから、皆
しっかりして、自分たちでつくれるような方法。それはハウスをつくっ
たり、施設整備をして生産量をふやすような形でやりましょうよとい
うことで、今いろいろ話をしています。

それにはやっぱり、今東北のほうでも、福島のあれだけの広い農地で
も、今田んぼじゃなくて、あれだけの施設園芸をやっているのですよね。
すごいですよ施設園芸が。あれだけのものをつくって、それでやっぱり
農家の人たちにやりがいのあるものを作ろうということをやっている。
施設園芸というのは、それこそ東京都の土地の狭いところでやることな
のですけれども、それが広いところでもやっているのですよ。

だから、そういうことで、生産力を上げて、何としても私は皆さんに、
今若い子が入ってきて言うのですけれども、杉並の農業というのはすご
い生産力があつたのです。昔から東京都の大会で、いつも杉並は1番、
2番、都知事賞をとっているのです。それだけの杉並は農業の歴史があ
るのです。だから、この歴史を何としても残したいと。それには、やっ

ぱり皆さんに協力してもらって、農地を残してもらおうと。そして緑豊かな杉並にってもらおうということで、皆さんでお願いしたいと思います。

ごめんなさい、長くなって。よろしくひとつお願いします。

委員

今〇〇さんが言われたのは農業振興、都市農業の農業振興の視点なのですが、もうひとつ、都市としてどうなのだという観点がやっぱり杉並区として必要なのですけれども、それがまだ整理されていないのですね。

私しか都市計画的な意見を言う委員がないので、それでそのところをもう少し杉並区として、農地をどういうふうに都市計画的に理解して位置づけるかというところを少しまとめたものをさっきの特殊公園にするに当たっても、どういうのを都市公園に位置づけるかと、多分そういう精査が始まると思いますので。まず大きなビジョンが必要かなと思っていますので、その点をぜひお願いしたいと思います。希望です。

会長

というようなことをこの懇談会は、やる気はあるのですか。

産業振興センター事業担当課長 そういったことをご意見をいただいて、前回は宅地化農地をどうしようかというところの部分も含めてのご提案をいただきまして、それに対しての意見交換なども行ったという経過もございますので、今のようなお話をいただければ、また議論をさせていただければというふうに思っております。

会長

逆に言うと、皆さんだんだんだん、個々のこれはどうするかということばかりになってしまうのですよ。さっきのも、農業公園もそうだけれども、これはどうするかと。

ではなくて、杉並全体としてのビジョンとしてどうするかという議論がなくなってしまうのですね。ケース・バイ・ケースで何か処理すればいい。「それではまずい」ということを今〇〇委員が言っているのだけれども、お答えは、「ケース・バイ・ケースで考えます」という答えになっているというふうに、私には聞こえてしまうのです。

そうではなくて、杉並区としては本当にこういう生産緑地とか、農地ってどうするのと。杉並ってどうしたらいいのというところの。総合計画の上を書いてあるのがそこまで落ちていかないとまずいのは、あれはキャッチフレーズだから格好よくしておきましょうというだけで、それでぱっと切って、あとは個々になってしまうというのはまずいというご意見なのですよ。

そこは、きょう審議会でそういうことを言われたということだけ覚えておいてください。

次の報告に来るときにまた同じことを言ったら、今度は怒りますから。怒る件だけ保留にしておきます。

土木担当部長 今区では、農地と、それから屋敷林、民営の緑がやっぱり減っていくという危機感を持っていまして、杉並らしい、そういったところを保全していくべき方針を検討しているところでございます。そんなことで、その中でも、なかなか、特に農地については難しいのですが。

会長 屋敷林のほうがもっと難しいよ。

土木担当部長 屋敷林についても区独自の調査をいたしましたし、また、表彰制度というのを一応実施しておりまして、残したい屋敷林を何カ所か表彰したという。

会長 だから、表彰しても、その本人が死んでしまうと、相続税でやられて。財務省は全部更地にしない限り現物は認めないと言って、屋敷林を切らないと物納させないのですよ。そうすると、どうしようもなくなってしまふ。よくご存知だと思うのですが。

土木担当部長 現行では、いろいろと地方自治法の制度等ありますが。

会長 私など財務省の管財部門には、「何とかしてくれないか」と幾ら言っても、「そんなの関係ない」と。彼らの頭の中には、もう会計法に書いてあること以外何も考えようとする気迫がないのですよ。大分この20年で少しずつ変わってきていますけれどもね。財務省は「金になるものは買え」だけなのですから。

土木担当部長 税のお話と、それから緑を守る立場と、国の部署によって全然違いますので。何とか税のほうに働きかけても、今会長がおっしゃったように、そのところがクリアできないということはございます。

そんなことで、今方針を検討中ということではございまして、そういった中で、どうやって工面していくべきかというところは今、部署として動いております。

会長 むしろ、議会のほうでそういう決議をして、それから国へ上がっていくというのも1つの有効な手だてなのです。行政のほうじゃ幾ら上がったって上がりはしないのですよね。そこら辺も少し考えていただくとありがたいと思います。ありがとうございました。

では、これでこの報告事項は終わっていいですか。どうもありがとうございました。

では、きょうの審議事項は全部終わりましたので、あと、事務局から連絡ありますか。

都市計画課長

本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会の日程をご案内させていただきます。

次回の審議会は10月17日金曜日、午前10時からを予定してございます。よろしくどうぞお願いいたします。

会長

それでは、以上で本日の予定の議事は全て終了しましたので、第170回杉並区都市計画審議会を閉会します。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —